

2008年4月2日  
日本製紙連合会

## 再生紙の表示方法について

「製紙メーカーが、再生紙（これと類似の古紙<sup>(注1)</sup>の利用を意味する用語を含む。）と表示して販売する場合は、最低保証される古紙パルプ配合率<sup>(注2)</sup>を〇〇%以上と表示することとします。より正確に具体的数値を示す場合は、それによることができます。」

注1. 古紙の定義は「再生資源利用促進法(現・資源有効利用促進法)」の通達(3 生局第343号/平成3年12月24日)に準拠します。(別紙1)

2. 古紙パルプ配合率の算式はエコマークの基準に準拠します。(別紙2)

$$\text{古紙パルプ配合率(\%)} = \text{古紙パルプ} / (\text{バージンパルプ} + \text{古紙パルプ}) \times 100$$

ここに示した表示方法は、日本製紙連合会が推奨する表示方法とします。ただし、古紙パルプが少ない割合で配合されているものを再生紙と表示することを推奨するものではないことにご留意願います。

会員企業はこの表示方法を使用することはもとより、紙を加工・印刷して販売する企業や製紙メーカーからOEM供給を受けて販売している企業が再生紙と表示して製品を販売することが多いため、こうした企業にも使用を呼びかけてまいります。

なお、製紙メーカーが再生紙と表示して販売する紙については7月1日から上記に対応した製造体制にいたしますが、すでに再生紙とだけ表示された製品もありますので、しばらくの間はこうした製品が販売されることをご容赦・ご理解願います。

以上

○紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準と  
なるべき事項を定める省令等の運用について

3 生局第343号

平成3年12月24日

関係団体の長あて

通商産業省立地公害局長 鈴木 英夫

通商産業省生活産業局長 堤 富男

我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していることに加え、近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物をめぐる問題が深刻化している。このような状況に対応して、生産・流通・消費の各段階に遡って資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することが急務となっている。

このため、第120回国会において、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「法」という。）が制定され、紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年通商産業省令第53号。以下「判断基準」という。）その他の関係政省令とともに平成3年10月25日に施行され、紙製造業が特定業種として指定されたところである。

については、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記の事項に留意の上、貴団体傘下の事業者に対し、本法の周知及びその遵守の徹底を図られたい。

記

1. 古紙の定義

法第2条第1項における再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号。以下「政令」という。）第1条により指定されている「古紙」とは、紙、紙製品、書籍等その全部又は一部が紙である物品であって、一度使用され、又は使用されずに収集されたもの又は廃棄されたもののうち、有用なものであって、紙の原材料として利用することができるもの（収集された後に輸入されたものも含む。）又はその可能性があるものをいう。

ただし、紙製造業に属する事業を行う者（以下「紙製造事業者」という。）の工場又は事業場（以下「工場等」という。）における製紙工程で生じるもの及び紙製造事業者の工場等において加工等を行う場合（当該紙製造事業者が、製品を出荷する前に委託により、他の事業者加工を行わせる場合を含む。）に生じるものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原材料として利用されるものは、古紙としては取り扱わない。

## 「印刷用紙Version2.2」

(財)日本環境協会  
エコマーク事務局

## 1. 環境的背景

日本国内の印刷用紙の生産量は、一年間で約 949 万 t (2001 年) になり、書籍やチラシなど身近な所で幅広く使用されている。

印刷用紙は原料としてリサイクル古紙を含むが、なお、森林資源を原料として消費していること、大量の紙ごみを発生させていること、過度に白い紙を製造することによる原料の選別、製造時のエネルギー消費、化学物質の使用、水質汚濁など環境に対して様々な影響がある。

特に PRTR 法の施行に伴い、化学物質に関する知見が蓄積されつつあり、印刷用紙においても化学物質の取り扱いをエコマークの認定条件として明確に規定する必要性が高まっている。

そこで、古紙の配合や化学物質の取り扱いなど、様々な面で環境に配慮した印刷用紙が広く普及することは環境保全上の意義が大きい。

さらに現在、「持続可能な森林管理」に関し、第三者による森林認証システムが構築されつつあり、認証を受けた森林も増加している。それらについてコンセンサスが得られた際は、エコマークの認定条件の一つになる事が考えられる。

本商品類型では、制定(1997年)から5年の有効期限が到来する商品類型 No.107「印刷用紙」認定基準の見直しを行うとともに、引き続き、原料、製造、リサイクル、廃棄などの面で環境に配慮している印刷用紙を採り上げる。

## 2. 対象

印刷用紙(ただし、経済産業省「紙・パルプ統計年報」による紙の品目分類のうち、「筆記・図画用紙」等に含まれる画用紙類に使用されるものは除く)

## 3. 用語の定義

**印刷用紙**：書籍、雑誌などの印刷用およびノートなどの筆記用として製造した紙。

**非塗工印刷用紙**：紙表面に白色顔料が塗布されていない印刷用紙。

**微塗工印刷用紙**：塗布量が 1 m<sup>2</sup>当たり両面に12g以下の印刷用紙。

**塗工印刷用紙**：紙の印刷適性を高めるため、白色顔料を 1 m<sup>2</sup>当たり両面で15g前後～40g前後塗布した印刷用紙。

**古紙**：市中回収古紙および産業古紙。

**市中回収古紙**：店舗、事務所および家庭などから発生する使用済みの紙。

**産業古紙**：原紙の製造工程後の加工工程(紙加工工場、紙製品工場、印刷工場および製本工場など、紙を原材料として使用する工場)から発生し、製品として使用されない紙。ただし、原紙の製造工程(工場)内で発生し、再び同じ工程(工場)内で原料として使用される紙は除く。

**古紙パルプ配合率**：製品に含まれるパルプ中の古紙パルプの重量割合で、古紙パルプ/(バージンパルプ+古紙パルプ)×100(%)で表される。ただし、パルプは含水率10%の重量とする。

**白色度**：JISに定めるハンター方式、またはISO白色度(拡散青色光反射率)によって求められるパルプおよび紙の白さの程度。